

**令和 8 年度茨城県居住支援事業  
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

この要領は、茨城県が実施する生活困窮者に対する居住支援事業業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

**2 業務委託に係る仕様**

「令和 8 年度茨城県居住支援事業業務委託仕様書」のとおり

**3 委託条件等**

(1) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(2) 委託費

41,208,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

(3) 対象経費

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（価格 30 万円以上の備品は除く）、負担金、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、原材料費

**4 応募資格**

県内に事業所等を有する法人（以下「法人」という。）であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 9 条の規定に該当する者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税及び消費税（地方消費税を含む。）の滞納がないこと。
- (6) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けており、かつ、類似事業に関しての実績があり、本事業について誠意をもって履行で

きる者であること。

- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

## 5 応募手続等

### (1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式第 1 号）
- イ 実施計画書（様式第 2 号）
- ウ 経費積算書（様式第 3 号）
- エ 応募資格誓約書（様式第 4 号）
- オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- カ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- キ ・県税事務所が発行する茨城県税において未納がないことを証する納税証明書の写し  
・税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書の写し
- ク 直近の事業年度の事業報告書、決算書
- ケ 事業実績が把握できるもの

### (2) 提出期限

令和 8 年 3 月 12 日（木）午後 5 時まで

### (3) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉人材・指導課 保護担当  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
電話 029-301-3164 FAX 029-301-3179  
E-MAIL fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp

### (4) 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

### (5) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。持参による場合は、受付時間を平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

### (6) 留意事項

- ア 企画提案は、1 法人につき 1 件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。
- ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。
- エ 提出された書類等は、返却しない。
- オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 5 号）を提出する。
- カ 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- キ 採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。
- ク 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 6 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容について質問がある場合は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時まで（必着）

### (2) 提出方法

次の電子メールのアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部福祉人材・指導課保護担当宛に提出すること。

E-MAIL fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp

FAX 029-301-3179

### (3) 提出書類

質問書（様式第6号）

### (4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、令和8年3月6日（金）までに、電子メール又はFAXで回答する。なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

## 7 審査

### (1) 審査方法

ア 企画提案内容について、企画提案審査会を開催し、(3)の審査項目及び審査基準により、合計点数が最も高い企画提案を選定する。なお、一定の基準を満たさない場合、選定しない場合がある。

イ 企画提案審査会においては、必要に応じて企画提案提出者へのヒアリングを行った上で、5(1)の提出書類により審査する。

ウ 企画提案提出者は、必要に応じて、当該提案についてプレゼンテーションを行うものとし、プレゼンテーションの実施については、別途通知する。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和8年3月23日（月）とする。

### (2) 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、受託候補者を1者選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

### (3) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
1 企画内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 提案内容が、委託事業の目的を十分理解した内容となっているか。</li><li>○ 感染症対策や保険加入など利用者の安全や安心に配慮した内容となっているか。</li><li>○ シェルター事業について、関係機関と連携した支援を実施できる内容となっているか。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域居住支援事業について、地域社会との交流の場や見守り体制づくり、関係機関とのネットワーク構築を行う内容になっているか。</li> <li>○ 提案内容が、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。</li> </ul>
2 事業に対する認識・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者の背景を的確に見極め、事業を実施するにあたっての課題やニーズなどを把握した上で事業を遂行できるか。</li> </ul>
3 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スキルと経験を持つスタッフがおり、確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。</li> <li>○ 類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。</li> <li>○ 事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。</li> <li>○ 個人情報の管理体制は整っているか。</li> </ul>
4 費用の積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 費用の積算は合理的な内容になっているか。</li> </ul>

## 8 受託候補者選定後の手続

- (1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。
- (2) 茨城県は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続を行う。
- (3) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案事業者と交渉を行うこととする。
- (4) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。
- (5) 契約条項及び支払条件は、別添「契約書（案）」のとおり。

## 9 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。
- (4) この調達に係る令和8年度予算案が否決された場合、又は、執行が停止された場合には、プロポーザルによって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。

(様式第1号)

令和 年 月 日

茨城県居住支援事業業務委託  
応募申請書

茨城県知事 殿

申請者

住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

茨城県居住支援事業業務委託について、下記のとおり関係書類を添付して応募します。

記

1 応募する事業の概要 様式第2号～様式第4号

2 応募事業者等の概要

事業所の所在地			
担当者	所属・氏名		
	連絡先	TEL	FAX
	メールアドレス		
設立年月日			
代表者氏名			
主な事業内容			
従業員数		人 (うち正職員 人)	

(様式第2号)

茨城県居住支援事業業務委託 実施計画書

1	企画内容	<p>(事業や利用者についての考え方、実施計画、経験やノウハウなど)</p> <p>(1) シェルター事業について</p> <p>(課題やニーズについて)</p> <p>(感染症対策や保険加入など利用者の安心安全への配慮について)</p> <p>(関係機関との連携について)</p> <p>(2) 地域居住支援事業について</p> <p>(課題やニーズについて)</p> <p>(地域社会との交流の場や見守り体制について)</p> <p>(関係機関とのネットワーク構築について)</p>
---	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2	実施体制	
	(1) 支援体制	(支援体制、主な支援者の経歴など)
	(2) 類似事業の実績	(過去5年間の類似事業の実績)
	(3) 個人情報の管理体制	(個人情報の取扱い方法、管理体制、責任者など)
3	事業目標及び達成見込み等	(どのような目標をもって望むか、また、その達成見込み等について)
	(1) シェルター事業について	(利用者の自立、関係機関との連携など)
	(2) 地域居住支援事業について	(利用者だけでなく、地域に対する目標など)

\* 提案内容を審査するため、詳細に記載してください。必要に応じて任意の様式で別紙に記載しても差し支えありません。

## 経費積算書

事業名 (ア)うちシェルター事業分

(単位:円)

区分	科目	内容	経費内訳	金額
人件費	報酬			
	給料			
	職員手当等			
	共済費			
	報償費			
	小計			0
事業費	旅費			
	需用費			
	会議費			
	役務費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	負担金			
	扶助費			
	入所者食料費			
	入所者日用品費			
	原材料費			
	小計			0
税抜き計				0 ①
消費税額 (①×10%)				0 ②
合計			①+②	0 ③

## &lt;対象経費&gt;

報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、扶助費、入所者食料費、入所者日用品費、原材料費

## &lt;留意点&gt;

・研修や視察に関する旅費等の経費については、支援員の資質の向上に資するものであれば対象経費とするが、支援員ではない職員が会議等に参加する場合の経費は対象外。

経費積算書

事業名 (イ)うち地域居住支援事業分

(単位:円)

区分	科目	内 容	経 費 内 訳	金 額
人 件 費	給料			
	職員手当等			
	共済費			
	報酬			
	報償費			
	小計			0
事 業 費	旅費			
	需用費			
	会議費			
	役務費			
	委託料			
	使用料			
	賃借料及び損料			
	備品購入費			
	負担金			
	補助金			
	小計			0
税抜き計				0 ①
消費税額 (①×10%)				0 ②
合計			①+②	0 ③

<対象経費>

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、負担金

<留意点>

研修や視察に関する旅費等の経費については、支援員の資質の向上に資するものであれば対象経費とするが、支援員ではない職員が会議等に参加する場合の経費は対象外。

(様式第4号)

令和 年 月 日

応募資格誓約書  
(茨城県居住支援事業業務委託)

茨城県知事 殿

〒

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

「茨城県居住支援事業業務委託」の応募申請にあたり、実施要領の記載内容を承諾し、下記の応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税及び消費税（地方消費税を含む。）の滞納がないこと。
- (6) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けおり、かつ、類似事業に関しての実績があり、本事業について誠意をもって履行できる者であること。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(様式第5号)

## 辞退届

令和 年 月 日付で、「茨城県居住支援事業業務委託応募申請書」を提出  
しましたが、辞退いたします。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者)

住所

名称

代表者職氏名

(辞退の理由)

(様式第6号)

[E-MAIL [fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:fukushi2@pref.ibaraki.lg.jp)]

[FAX 029-301-3179]

茨城県福祉部福祉人材・指導課 保護担当 あて

茨城県居住支援事業業務委託  
質 問 書

質 問 者	事業者名	
	氏 名	
	連絡先 (TEL/E-MAIL)	
質 問 内 容		